



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



|       |      |             |           |           |          |         |     |           |
|-------|------|-------------|-----------|-----------|----------|---------|-----|-----------|
| 請求部   | 所在   | 鳴門市鳴門町高島字中島 |           |           | 地番       | 104番148 |     |           |
| 出力縮尺  | 縮尺不明 | 精度区分        | 座標系番号又は記号 | 分類        | 地図に準ずる図面 |         | 種類  | 旧土地台帳附属地図 |
| 作成年月日 |      |             |           | 備付年月日(原図) |          |         | 補事項 |           |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3→A4に縮小

平成23年12月20日  
 徳島地方法務局  
 登記官

申請番号：26-76  
 (1/1)



公用